

## 一般質問から

### 環境行政について

**Q** 八潮市公害防止条例施行規則では、振動の部分において工業専用地域は規制の適用外となっている。住工が混在・共存している本市の特色から言えば、工業専用地域も規制基準の枠に組み込むべきであると考えられるが本市の見解をお尋ねしたい。

**A** 工場等からの振動を規制する法律については、「振動規制法」が制定され、その施行時に際しましては、環境庁から県知事に対して通達がなされ、その中で工業専用地域等は振動を規制する地域から除外される

とされています。この通達に従い、埼玉県では振動規制法の規制地域から工業専用地域は除外されています。

現在は、振動規制法の規制地域・規制基準を定める権限が平成24年度より埼玉県から本市へ移譲されていますが、工業専用地域については移譲前と同様の取り扱いとなり、「八潮市公害防止条例施行規則」でも工業専用地域については、規制地域から除外されています。今後についても工業専用地域を規制地域とするのは難しいと考えます。

**Q** 観光事業をよりPRするために、観光大使などを任命したと思いますが、見解をお伺いいたします。

**A** 観光地や地域の振興を図ることを目的に、まちの魅力を市内外に発信する観光大使が、全国各地で委嘱され活動が行われています。

観光大使の多くがその出身者や地域にゆかりのある著名な方、またはコンテンツにより選ばれた方となっております。観光地や地域を広報する際の集客の面で、効果が挙げられております。本市の代表的な観光拠点である



### 本市の観光振興について

**Q** 「中川やしおフラワーパーク」や来年春に開校が予定されている「水辺の楽校」のPRとともに、八潮産品の製品の紹介等におきましても、活用の可能性があることから、他の自治体の事例を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

観光大使の多くがその出身者や地域にゆかりのある著名な方、またはコンテンツにより選ばれた方となっております。観光地や地域を広報する際の集客の面で、効果が挙げられております。本市の代表的な観光拠点である

### 障がい者（児）福祉の充実について

**Q** 障がい者（児）やその家族が、公的支援や、家族の緊急事態に対応してほしいと願って、市の相談に来た場合、市民要望に応える迅速で適切な対応を進めるための対策について伺います。

**A** 障がい福祉サービスを利用するには必要とされる支援の量を総合的に示す「障がい支援区分」の認定が必要で、2か月に1回の審査会を行っているが、緊急、その他やむを得ない理由の申請があった場合は随時開催しています。

また、審査会で支援区分が決

定する前に、特例介護給付費等により、迅速にサービスが提供できるよう対応しています。

市としても、適切なサービスが提供できるよう、緊急時の備えも含め必要と考えられるサービスについて、あらかじめ支給決定を受けてもらえるよう日頃から、制度の情報提供に努めてまいります。

### 消費者教育の充実について

**Q** 消費者白書によると、消費者トラブルの相談件数が9年ぶりに増加に転じ、高齢者からの相談が増加している。被害防止の取り組みについて

**A** 消費者被害が増加している高齢者を対象に「高齢者向け啓発事業」を実施しており、昨年度は老人福祉センターを利用している老人会の方々に消費生活相談員による啓発講演を15回実施し、延べ244人の方々に参加いただきました。

今年度からは、新たに各町会自治会で実施している「ふれあいサロン」などに職員が出向き、

6月と11月に10回ずつ啓発活動を実施しています。その際に「啓発タブレット」端末を活用し、悪質商法を疑似体験して、参加者からは、「直接疑似体験ができ、被害防止につながる」と好評をいただいています。

年々多様化、複雑化する悪質商法等に対する新たな啓発手法などを研究しながら、年代を問わず、多くの市民に被害防止の充分な啓発活動や解決のための「消費生活相談窓口」の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、歩車分離式信号の導入につきましても、国の指針を踏

### 交通事故防止対策について

**Q** 信号機の設置要望の状況や、歩車分離式信号の導入についてお伺いします。

**A** 本市の平成26年度における信号機の設置要望状況は、定周期式や押しボタン式など合わせて60箇所要望し、実際に設置されたのは1箇所です。

県内の信号機の設置状況について埼玉県警察本部に確認しましたところ、平成25年度に約2000基の設置要望があり、実際に設置されたのは87基とのことであります。

まえるとともに、交差点の交通状況などを総合的に判断し、草加警察署と協議を行ったのち、必要と思われる信号機について要望して参ります。

なお、市では、信号機の設置が難しい、あるいは時間がかかると、先行して横断歩道を整備するよう草加警察署に要望しているところでもあります。さらに、歩行者の安全を確保するため、路面標示や啓発用看板等の設置について交差点の形状や交通状況を考慮して検討して参ります。

また、歩車分離式信号の導入につきましても、国の指針を踏

### 「住みやすさナンバー1のまち」について

**Q** 東洋経済新報社が発表する「住みやすさランキング2014」によると、本市の評価は「総合175位（全国813市区）」となっておりますが、現在策定中の「第5次八潮市総合計画」に掲げられる、将来都市像として「住みやすさナンバー1のまち」を目指すことに、大変期待しています。そこで、目標である「ナンバー1」は、「埼玉1」、「日本1」、「世界1」のどれかお伺い致します。

**A** 第5次八潮市総合計画では、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本

理念とし、目標となる将来都市像を「住みやすさナンバー1のまち」と定める予定です。本市の「住みやすさナンバー1のまち」とは、客観的な指標だけではなく、全ての人が元気にいきいきと、笑顔で暮らすことができるまちのことであり、市民の満足度が高い状態であると考えます。市民主体の協働によるまちづくりにより、市民一人ひとりにとっての「ナンバー1」を実感して頂き、住み続けたいと思われるまちを目指して行きたいと考えています。

また、審査会で支援区分が決

定する前に、特例介護給付費等により、迅速にサービスが提供できるよう対応しています。

市としても、適切なサービスが提供できるよう、緊急時の備えも含め必要と考えられるサービスについて、あらかじめ支給決定を受けてもらえるよう日頃から、制度の情報提供に努めてまいります。